

国道17号 行田市内において 特殊車両の指導取締りを実施

積載重量超過車両は、道路の損傷を早める原因の一つとなっています。道路構造物を守るためには、通常の維持管理に加え、道路の適正な利用も重要です。

大宮国道事務所では、道路構造物の保全と道路交通の安全を図るため、特殊車両通行許可制度の普及啓発と法令遵守の意識の向上に取り組んでおり、埼玉県行田警察署と協力し、平成29年7月6日に特殊車両の通行に関して指導取締りを実施しました。

当日は、東日本高速道路株式会社と連携し、関越道においても指導取締りが実施されました。

引き続き関係機関と協力して指導取締りを実施し、違反車両の是正に努めていきます。

1. 実施日時:平成29年7月6日(木)10時00分～12時00分
2. 実施路線:国道17号
3. 実施結果:

		車両台数
対象車両		6台
違反車両		2台※
	指導警告	2台
	措置命令	0台

※無許可2台

4. 違反者への対応

違反走行していた2台に対しては、その場で文書により指導警告を行いました。

なお、今後も繰り返し違反走行を行った者に対しては、事務所において対面による是正指導を行うなどの措置を講じることになります。

指導取締要領が平成27年2月に一部改正され、取締りにて悪質な重量違反者を発見した場合は、告発の手続き(レッドカード)をとることとなっています。

取締り実施状況



許可証確認状況



寸法計測状況



指導警告状況

特殊車両許可制度・道路の老朽化対策に向けた大型車両の通行の適正化方針

○特殊車両通行許可制度については、関東地方整備局ホームページ

URL: <http://www.ktr.mlit.go.jp/road/sinsei/index00000004.html>

をご覧ください。

○道路の老朽化対策に向けた大型車両の通行の適正化方針については、国土交通省ホームページ

URL: <http://www.mlit.go.jp/common/001039265.pdf>

をご覧ください。